

業務継続計画(BCP)

自然災害編

法 人 名	ライフケアーズ LCkid's すきっぷ	種 別	放課後等デイサービス
代 表 者	田中 紀彦	管 理 者	小田垣 弘美
所 在 地	鳥取市秋里 818	電話番号	070-3370-1278

≪目次≫

総則	4
1. 基本方針.....	4
2. 推進体制.....	4
3. リスクの把握	5
(1) ハザードマップなどの確認	5
(2) 被災想定	5
4. 現状の課題と対策.....	9
5. 訓練.....	9
6. 評価と改善.....	10
I. 自施設での対応（自助）	10
1. 平常時の対応	10
(1) 建物・設備の安全対策	10
(2) 電気が止まった場合の対策	10
(3) ガスが止まった場合の対策 *当施設で契約利用していないため、該当せず	11
(4) 水道が止まった場合の対策	11
(5) 通信が麻痺した場合の対策	11
(6) システムが停止した場合の対策	11
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	12
(8) 必要品の備蓄 <表 1 参照>	12
(9) 資金手当て.....	12
2. 緊急時の対応	12
(1) B C P 発動基準	12
(2) 行動基準	13
(3) 対応体制	13
(4) 対応拠点	13
(5) 安否確認	13
(6) 職員の参集基準	14
(7) 家族への連絡・引き渡し【通所の場合】	15
(8) サービス停止基準の検討【通所の場合】	15
(9) 施設内外での避難場所・避難方法	15
(10) 業務の継続	16
(11) 職員の管理	16
(12) 復旧対応.....	16
II. 他施設との連携	17
1. 連携体制の構築.....	17
(1) 連携先との協議	17
(2) 連携協定書の締	17
(3) 地域のネットワーク等の構築・参画	17
2. 連携対応.....	18

(1) 事前準備	18
(2) 利用者情報の整理.....	18
(3) 共同訓練	18
Ⅲ. 地域貢献.....	18
1. 被災時の職員の派遣	18
(1) 災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録	18
2. 福祉避難所の運営	18
(1) 福祉避難所の派遣.....	18
(2) 福祉避難所開設の事前準備	19

総則

1. 基本方針

①利用者の安全確保： 利用者に対して、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。 ②サービスの継続： 利用者の生命、身体、安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。 ③職員の安全確保： 職員の生命を守り、生活の維持に努める。

2. 推進体制

主な役割	部署・役職	氏名	補足
・対策本部組織の統括及び全体統括 ・緊急対応に関する意思決定	代表	田中 紀彦	
・対策本部のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・ヘルパー事業及び各施設への指示 ・社外対応の窓口 ・関係機関、他施設、関連業者との連携	統括部長 専務	西尾 健二 田中 和枝	
・対策本部との連携 ・社外対応 ・施設内の統括	管理者 児童発達支援 管理責任者	小田垣弘美 楽 尚樹	
・医療機関への対応 ・利用者、ご家族、職員への情報提供や発信			
・災害発生時の物資等の調達 ・利用者、ご家族、職員への情報提供や発信	児童指導員	上原美保子 前田雄司 堀尾 恵利子	※連携して実施

3. リスクの把握

(1) ハザードマップなどの確認

添付資料①参照

(2) 被災想定

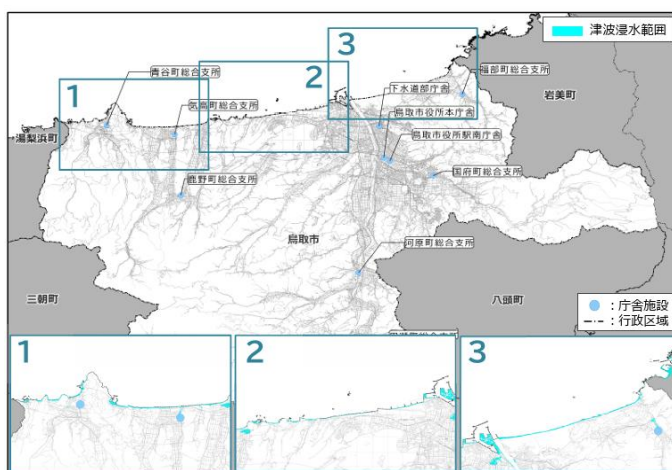
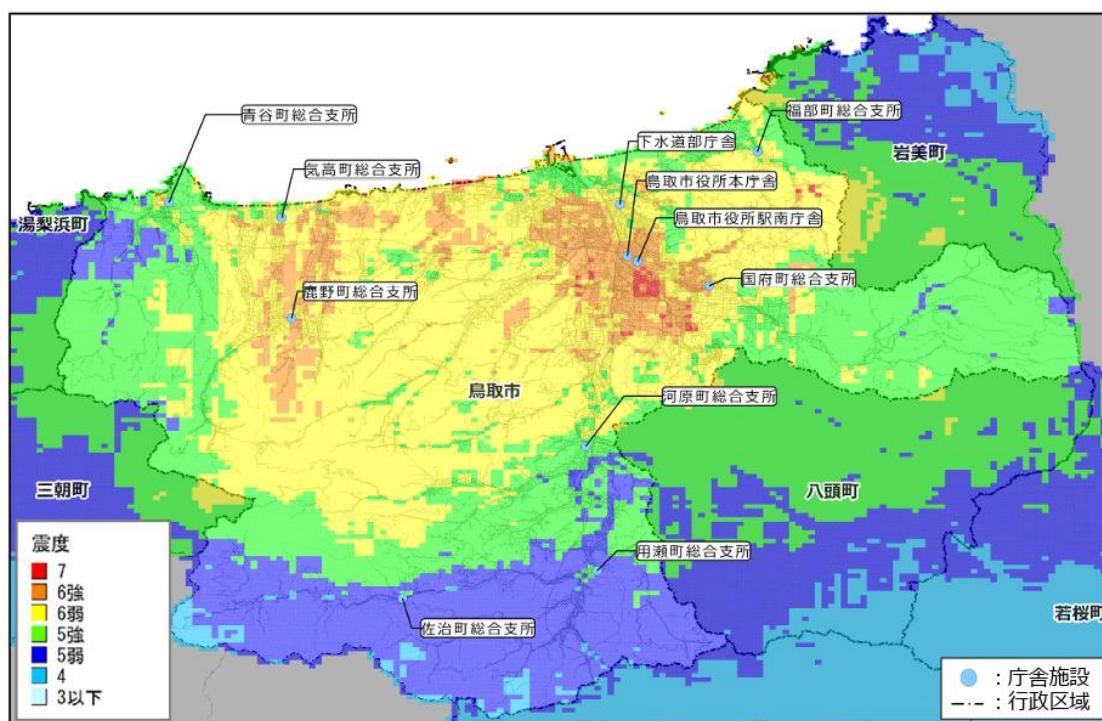
【自治体公表の被災想定】

◎地震・津波の場合

鹿野・吉岡断層地震が発生した場合には、鳥取市の中央部から東側の一部で震度 7、その他鳥取市の広い範囲で震度 6 強、6 弱の揺れが想定される。また、鳥取市の中央部で地盤の液状化の発生や市街地を中心に火災が発生する恐れがある。

佐渡島北方沖地震が発生した場合には、鳥取市沿岸を中心に津波被害が想定される。

《鹿野・吉岡断層地震 震度分布》



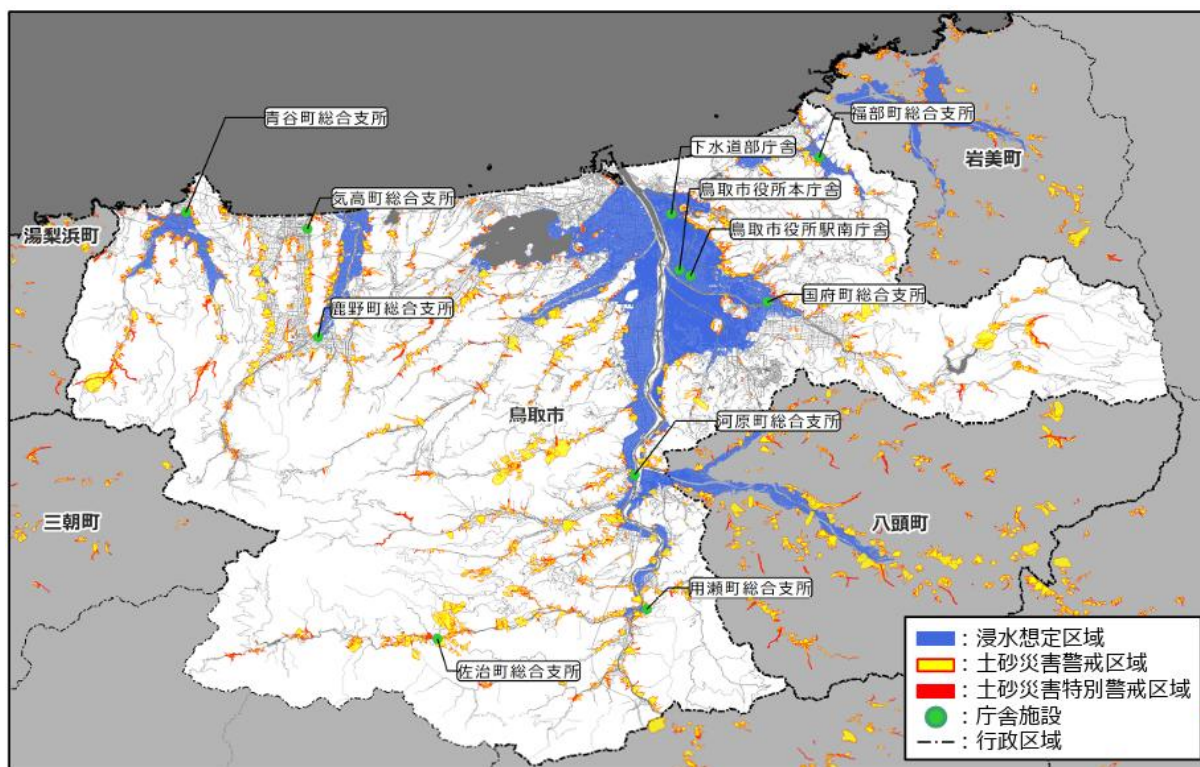
《参考資料：佐渡島北方沖断層地震
津波浸水範囲》

≪被害想定（地震・津波）≫

項目		被害想定
地震規模(モーメントマグニチュード)		7.4
市域の震度階		震度 7～震度 4
津波	市域の津波浸水深	最大 1m 以上～3m 未満
	津波浸水面積(30cm 以上)	約 170ha
建物	全壊＋焼失数	約 15,000 棟
人的被害	死者数	約 780 人
	全避難者数	約 55,000 人
	避難所避難者数	約 28,000 人(開設想定避難所数 44 箇所)
ライフライン	断水被害	浄水場の被災により供給が停止
	下水道被害	下水処理施設の被災により処理能力が低下
	停電被害	電気設備等の被災により停電が発生
	通信被害	電気設備等の被災により通信サービスに障害が発生
災害廃棄物		約 140 万 t

◎風水害の場合

≪浸水想定区域・土砂災害警戒区域≫



《被害想定（風水害）》

項目		被害想定
水害	市域の浸水深	最大 5m 以上～10m 未満
	浸水面積	約 6,060ha
土砂災害		約 50 箇所
建物被害		約 65,000 棟
人的被害	死者数	約 420 人
	全避難者数	約 161,000 人
	避難所避難者数	約 37,000 人(開設想定避難所数 112 箇所)
ライフライン	断水被害	浄水場の浸水により供給が停止
	下水道被害	下水処理施設の浸水により処理能力が低下
	停電被害	電気設備等の浸水により停電が発生
	通信被害	電気設備等の浸水により通信サービスに障害が発生
災害廃棄物		約 29.7 万 t

《被災シナリオ（地震・津波）》

項目	想定被害
想定する状況	- 鹿野・吉岡断層で地震が発生し、鳥取市の中央部から東側の一部で震度 7、その他鳥取市の広い範囲で震度 6 強・6 弱を観測する。 - 鳥取市の中央部で地盤の液状化、市街地を中心に火災が発生する恐れがある。
建物被害	市全体で、全壊の建物が約 15,000 棟、半壊の建物が約 18,000 棟発生する。 - 揺れによる全壊建物:約 7,700 棟、半壊建物:約 12,000 棟 - 液状化による全壊建物:約 1,200 棟、半壊建物:約 5,500 棟 - 急傾斜地崩壊による全壊建物:約 270 棟、半壊建物:約 580 棟 - 火災による焼失建物:約 5,500 棟
人的被害	市全体で、死亡者が約 780 人、負傷者が約 3,400 人想定される。 - 建物倒壊による死亡者:約 530 人、負傷者:約 3,100 人 - 急傾斜地崩壊による死亡者:約 30 人、負傷者:約 40 人 - 火災による死亡者:約 230 人、負傷者:約 220 人
避難者	被災後 1 週間後に最大で約 55,000 人が想定され、避難所に約 28,000 人、避難所外(車中泊を含む)に約 28,000 人となる。避難所への避難者のうち、約 4,500 人が避難行動要支援者、約 70 人が避難時に配慮が必要な外国人と想定される。 - 発災 1 時間後:避難所へ避難する住民が増え、車中泊の避難者も発生 - 発災 12 時間後:一部の避難所で一時的に帰宅する避難者が発生 - 発災 3 日後:車中泊の避難者にエコノミークラス症候群患者が発生
電力	地震の揺れや津波浸水等により、家庭、店舗、集合住宅等における電気設備や受変電施設に停電が発生する。発災直後には最大で停電率 11%となる。
上水道	上水道については、浄水場が被災することにより稼働不能となり断水が発生する。地震の揺れや津波浸水等による集合住宅等の受水槽ポンプが故障、停電等により、給水できず断水が多数発生する。発災直後には最大で断水率 84%となる。
下水道 (処理場の停止及び管路被害による機能支障)	地震の揺れ・液状化による下水道管の破損、津波浸水や停電による施設の被害により、各家庭等からの汚水排除ができなくなる。発災直後には最大で機能支障率 21.5%となる。
通信	家庭、店舗、集合住宅等の電気設備、主配電盤の被害により固定電話機使用不能となる。一部の基地局の被災による機能停止に伴い、携帯電話の通信機能に障害が生じる。発災直後には最大で不通回線率 21.0%となる。
都市ガス	津波浸水や停電等による製造施設、家庭、店舗及び集合住宅等の被災により使用不能となる。発災直後に供給停止率 9.2%となる。
LP ガス	LP ガスを使用している家庭、店舗、集合住宅等において、LP ガス容器の破損、マイコンメータの被災により使用不能となる。
交通・輸送	建物の全壊・焼失により、場合によっては幹線道路や生活道路の閉塞を引き起こし、救出・救助活動及び消防活動や、救援資機材・物資の輸送に大きな障害となる。 一部の地域で、橋梁の「中規模損傷(鉄筋の一部の破断やはらみだし及び部分的なかぶりコンクリートの剥離や亀裂がみられる状態)」が想定され、通行時の影響の可能性がある。

《被災シナリオ（風水害）》

項目	想定被害
想定する状況	➢ 休日に台風が鳥取市を直撃し、「大雨特別警報」が発令される。もしくは気象庁より、「顕著な大雨に関する情報」が発表され、非常に激しい雨が同じ場所で降り続く。 ➢ 河川水位の上昇が始まると、堤内地の排水が困難となり内水氾濫が発生する。続いて、千代川等で堤防が決壊し、外水氾濫が発生し浸水範囲が広がる。 ➢ 鳥取市内では、最大 5.0m～10m の浸水深が想定され、床上浸水及び床下浸水の被害が発生し浸水面積は、約 6,060ha となる。土砂災害では約 50 箇所で土砂の流出による被害が発生する。
建物被害	市全体で、水害・土砂災害による建物被害が約 65,000 棟の建物被害が想定される。 ➢ 床上浸水する建物が約 52,000 棟、床下浸水する建物が約 3,000 棟発生する。 ➢ 土砂災害警戒区域内の建物約 24,000 棟のいずれかでは土石流等によって被害を受ける可能性がある。
人的被害	市全体で死亡者が約 420 人、負傷者が 860 人想定される。 ➢ 死亡者は直接死約 420 人のほか、災害関連死が約 170 人想定される。 ➢ 負傷者の内訳は軽傷 835 人、重症 25 人と想定される。
避難者	水害・土砂災害の被害を受ける可能性があるエリアに居住する約 161,000 人のうち、約 134,000 人の立ち退き避難が想定される。そのうち避難所への避難が約 37,000 人、自宅等での垂直避難が約 27,000 人、近隣の少しでも安全な場所への一時的な避難が約 97,000 人発生する。 ➢ 避難指示発令により、避難所へ避難する住民が増える。 ➢ 避難指示発令地域の拡大により避難者数が更に増加し一部避難所で車中泊の避難者も発生する。 ➢ 避難指示発令 3 日後から、車中泊の避難者にエコノミークラス症候群患者が発生する。 ➢ 避難所の閉鎖まで、車中泊の避難者も継続することが想定される。
電力	家庭、店舗、集合住宅等において、コンセント等の電気設備や受変電施設が浸水することにより停電が生じる。 ➢ 家庭、店舗等において、コンセント等電気設備が浸水（浸水深 70cm 以上）することにより停電が生じる。 ➢ 受変電施設が浸水（浸水深 100cm 以上）する集合住宅についても停電が生じる。 ➢ 浸水が解消された地域から順次復旧する。
上水道	上水道については、浄水場が浸水、土砂災害により稼働不能となることによる断水が発生する。 ➢ 浸水によりマンション等の受水槽ポンプが故障し、給水できず断水が多数発生する。
下水道 (処理場の停止及び管路被害による機能支障)	秋里下水終末処理場、千代水クリーンセンター、河原浄化センター等が浸水により機能が停止する。 ➢ 下水道については、下水道管の流下能力を超える降雨（計画規模降雨）が発生することにより、各家庭等からの汚水排除ができなくなる。 ➢ 汚水や薬品の流出による環境汚染が発生する。
通信	家庭、店舗や集合住宅の固定電話機が電気設備、主配電盤の浸水により使用不能となる。 ➢ 固定電話については、家庭、店舗等のモジュージャック等電気設備が浸水（浸水深 70cm 以上）することにより電話機が使用不能となる。また、主配電盤が浸水（浸水深 100cm 以上）する集合住宅についても電話機が使用不能となる。 ➢ 携帯電話については、一部の基地局が浸水（浸水深 100cm 以上）する場合、機能停止し、浸水する基地局のカバーエリアでサービスが受けられないなどの障害が生じる。
都市ガス	都市（鳥取）ガスの供給範囲の家庭、店舗等において、マイコンメータの浸水により使用不能となる。また、地区ガバナが浸水する集合住宅についても使用不能となる。 ➢ マイコンメータの浸水（浸水深 100cm 以上）により使用不能となる。 ➢ 地区ガバナが浸水（浸水深 200cm 以上）する集合住宅についても使用不能となる。
LP ガス	LP ガスを使用している家庭、店舗等において、LP ガス容器の流出、マイコンメータの浸水により使用不能となる。 ➢ マイコンメータの浸水（浸水深 140cm 以上）により使用不能となる。
交通・輸送	緊急輸送道路である国道 53 号、国道 9 号、国道 29 号、若葉台東町線、姫路鳥取線等が浸水により通行不能となる。 ➢ 緊急車両の派遣が困難となり、救援・救助活動に支障が生じる。 鉄道（JR）は、台風情報を踏まえて計画運休を実施する。浸水が想定される JR 山陰本線、因美線の一部区間においては、浸水が解消するまで運行が停止する。 ➢ 翌日以降に浸水が解消するなど安全が確認され次第徐々に運行する。ただし、洪水により橋梁が流出した区間や土砂災害が発生した一部区間については、復旧に時間を要する。

参考 東日本大震災の経験値として震度7の地域の復旧日数は、下記通り

震度7の場合、電力：1週間、水道：3週間、ガス：5週間でほぼ復旧（リスクを考慮した日数）
 震度7の場合、電力：3日、水道：1週間、ガス：3週間で50%復旧
 震度6の場合、震度7の50%復旧を、復旧の目安と想定する
 電力が復旧しないと、携帯電話、メールは使えない。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	自家発電機→			復旧	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄分→							給水車	→
生活用水	貯水槽分→			井戸水	→	→	→	→	→
ガス	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
携帯電話	停止→			復旧	→	→	→	→	→
メール	停止→			復旧	→	→	→	→	→
道路	通行止め→		部分復旧→						

4. 現状の課題と対策

課題内容	対応の方向性	目標完了期限
窓の飛散防止のためのフィルム	購入	完了
発電機設備	購入予定	年度内
生活用水の補水（タンク）屋内屋外	必要数の購入	完了

5. 訓練

- ・自主防災訓練と避難訓練を毎年1回以上、実施する。
 ＊AED訓練は、東町出張所に依頼し、毎年1回の実施を目標にする。

●以下の教育を実施する。

- （1）入職時研修
 - ・時期：入職時
 - ・担当：管理者
 - ・方法：BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を説明する。
- （2）BCP研修（外部研修含む：全員を対象）
 - ・時期：毎年4月
 - ・担当：管理者
 - ・方法：BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を共有する。
 ：外部のeラーニングを受講する。

- 原則毎年9月に防災担当が災害（おもに地震もしくは水害）を想定した訓練を実施する。
 ※なお、対策本部組織（対策本部長等）の判断で、上記の訓練実施月の変更や追加実施を決めることができる。

6. 評価と改善

- 以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。
 - ・毎年3月に管理者が管理者会議に報告する。
 - ・BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。
 - ・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。
 - ・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

I. 自施設での対応（自助）

1. 平常時の対応

（1）建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物（柱）	柱の補強	▲予算化が必要
建物（壁）	壁の補強	▲予算化が必要
天井	天井の照明カバーの落下防止	▲予算化が必要
窓	▲ガラス飛散フィルムの貼り付け	
パソコン	重要なデータはバックアップを取り保管する ※常時メインサーバーによるバックアップは行われている	
荷物の棚	ボルトなどによる固定	
おもちゃの棚	棚同士を連結させる事などによる固定	
ホワイトボード	転倒防止（重石等）	
時計	落下防止	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
受電設備	定期点検のみ	
空調設備	定期点検のみ	
消火設備	定期点検のみ	
出入口	ガラス飛散対策を行う	
施設周辺	側溝や排水溝の掃除	定期的の実施
逆流防止	トイレ等の排水溝からの逆流防止	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

（2）電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
情報機器：パソコン、テレビ、インターネットなど	ポータブル電源1台 ラジオ1台（単三36本） ※3日間使用想定
冷蔵庫	クーラーボックス 保冷剤（夏場）、カイロ（冬場）
照明器具、冷暖房器具	懐中電灯3台（単一18本） 乾電池：単一10本、単二6本、 単三30本、単四6本
その他、代替の電源等	スマホの充電器、モバイルバッテリー各3台

(3) ガスが止まった場合の対策

カセットコンロを常備し、代替えとする。

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

- 必要な飲料水の備蓄量を計算し、備蓄する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。
 - ・ 3 リットル/人/日 × 16 人分（職員を含める） × 7 日（最低 3 日）= 336 リットル
(最低 144 リットル)
 - ・ ナチュラルミネラルウォーター（11.6 リットル） × 2 本
- 飲料水は、定期的に使用し、新しいものと入れ替える。

② 生活用水

- トイレの使用時：バケツで流す場合 大 14L×1 回、小 9L×3 回=41L/日/人
- ポリタンク 20L×2 個を常備しておく（トイレ用）
- 対応策（確保策）
 - ・ ポリタンク 20L×2 個を常備しておく（トイレ用）
 - ・ 屋外に補水（バケツ等）
- 対応策（削減策）
 - ・ トイレ：携帯トイレやオムツの使用
 - ・ 食事：紙皿・紙コップの使用

(5) 通信が麻痺した場合の対策

- 被災時は携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備する。
- 通信機器、通信機器のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保する。不足に備え、定期的に充電しておく。
- 対応策（代替え通信手段）
携帯電話メール、公衆電話
- 三角連絡法の確認と、携帯カード（会社用と個人用）の作成
- 被災地では電話がつながりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることがある。そういった際には、例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど、安否情報や伝言などを離れた地域にいるところに預け、そこに情報が集まるようにしておく（三角連絡法）。

(6) システムが停止した場合の対策

- 個人情報等事業のデータ類（HUG システム）に関しては、メインサーバーによりバックアップは常時行われている。
- HUG が使用できない場合は、手書きにて対応する。復旧後、入力する。
- BCP 等の災害対策の文書類はデータでの保存だけでなく、すぐに使えるよう印刷してファイル等に綴じて保管しておく。

《対応策》

- ・ 緊急連絡先ファイル、利用者個人ファイル、契約書類は浸水の恐れのない事務所鍵付き書庫に保管しておく。
- ※パソコン、プリンター等の稼働が必要な機器の対応策（→電気が止まった場合の対策に記載）
- ・ いざという時に持ち出す重要書類（緊急連絡先ファイル）をあらかじめ決めておく。

（７）衛生面（トイレ等）の対策

①トイレ対策

【利用者】

- 電気・水道が止まった場合、速やかにポータブルトイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。（周知が遅れると、汚物があふれて処理業務が発生する）
- 携帯用トイレも必要に応じて使用する。
- 女児のために、生理用品などを備蓄しておく。
- 紙パンツとおしりふきなども備蓄しておく。

【職員】

- 女性職員のために、生理用品などを備蓄しておく。

②汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物は、以下の方法で処理を実施する。

- 排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。
- ※保管場所：屋外 ゴミ箱

（８）必要品の備蓄 <様式１参照>

（９）資金手当て

- 万一の場合に備えて、手元資金（現金）を準備しておく。
 - 平時から現在加入の保険でカバーされる範囲や補償内容等を確認しておく。
- ※自施設・事業所が加入している火災保険は、地震、水害の補償が付いている。

２．緊急時の対応

（１）ＢＣＰ発動基準

【地震による発動基準】

- ・本書に定める緊急時体制は、鳥取市周辺において、震度５強以上の地震が発生したとき。

【水害による発動基準】

- ・鳥取県に、大雨警報（土砂災害）、洪水警報が発表されたとき。
- ・台風により高潮注意報が発表されたとき。
- ・鳥取県東部で大型台風の直撃が見込まれる場合。
- ・警戒レベル２の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

* 推進体制の構成メンバーは、次ページ<対応体制>参照

また、施設長が不在の場合の代替者も決めておく。

施設長	代替者①	代替者②
田中 紀彦	小田垣 弘美	楽 尚樹

(2) 行動基準

- 災害発生時の職員個人の行動基準を記載した「携帯カード」を職員は常に携帯する。
- 管理者に連絡を取り、次の行動の指示を仰ぐ。

(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し記載する。

担当者名	対策本部における職務（権限・役割）	
代表 田中 紀彦 ☎090-8361-8306	対策本部長	・対策本部組織の統括、全体統括 ・緊急対応に関する意思決定
部長 西尾 健司 ☎080-3878-2305	事務局長	・対策本部長のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係各部署への指示
専務 田中 和枝 ☎090-8064-3122	事務局	・事務局長のサポート ・関係各部署との窓口 ・社外対応の窓口
管理者 小田垣 弘美 ☎070-3770-1278	LCKid's すきっぷ 班長	・対策本部長のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係各部署への指示
児童発達支援管理責任者 楽 尚樹	LCKid's すきっぷ	・事務局長のサポート ・対策本部組織との窓口 ・保健所、医療機関、受診・相談センターへの連絡 ・関連機関、他施設、医療機関との連携 ・利用者、ご家族、職員への情報提供・発信 ・ホームページ、広報、地域住民への情報公開
スタッフ 上原 美保子 前田 雄司 坪内 千歳 堀尾 恵利子		・利用者、ご家族、職員への情報提供・発信 ・災害発生時の物資の調達 ・感染防護具の管理、調達 ・災害の事前対策の実施 ・活動記録を取る

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所
1階 キッチンスペース	駐車場

(5) 安否確認

①利用者の安否確認

- 【安否確認ルール】
- ・「利用者の安否確認シート」<様式2>で、管理者主導で確認を行う。
- 【医療機関への搬送方法】
- ・負傷している場合は、自施設送迎車を使用し、提携医療機関である「せいきょう子どもクリニック」等、近隣病院へ搬送する。
 - 利用者の安否確認を速やかに行う。
 - 管理者が利用者の安否確認を行い、対策本部長（ライフケアーズ代表）に報告する。

②職員の安否確認

【勤務時間内】

- 職員の安否確認を速やかに行う。
- ・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて管理者が点呼を行い、対策本部長に報告する。

【自宅等】

- ・自宅等で被災した場合は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。
- ・報告する事項は、①自身・家族が無事かどうか、②出勤可否

- 速やかに安否確認結果を記録できるよう「職員の安否確認シート」<様式 3>を印刷しておく。

(6) 職員の参集基準

- 災害時は通信網の麻痺などにより、施設から職員への連絡が困難になるため、災害時に通勤可能か、また災害時の通勤所要時間等も考慮しつつ、職員が自動参集するよう電話または SNS で発信する。
- 職員の緊急連絡網<表 1>を作成（常勤職員のみとする）し、災害時の自動参集ルールを周知する。（参集しなくてよい状況を明確に定めて記載）。

●参集基準の段階

<初動職員>

対象職員：管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、作業療法士、理学療法士

基準 1 代表、統括部長、専務

基準 2 管理者 3 名

基準 3 職員全員

基準 4 職員全員（非常勤職員含む）

※参集なしの場合は、自宅待機する

【地震による発動基準】

- ・鳥取市周辺において、震度 5 強以上の地震が発生したとき。

【水害による発動基準】

- ・鳥取県に、大雨警報（土砂災害）、洪水警報が発表されたとき。
- ・台風により高潮注意報が発表されたとき。
- ・鳥取県東部で大型台風の直撃が見込まれる場合。
- ・警戒レベル 2 の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

- 下記に該当する場合は、参集基準に該当する場合においても、原則、参集の対象外とする。

- ・自宅が被災した場合
- ・自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

(7) 家族への連絡・引き渡し【通所の場合】

【連絡方法等】

- ・利用者の安否は、職員が連携して実施する。すべての確認終了後、緊急連絡先ファイルで利用者家族への安否確認を、事業所携帯電話で行う。
- ・確認終了後、利用者の引き渡し方法を相談し、速やかに実施する。
 - 事業所または避難所へ留まる
 - 保護者の迎え
 - 職員の送迎

【連絡がつかない場合】

- ・緊急連絡先ファイルの記入者に順次連絡を取る。
※利用者家族の連絡先については、緊急連絡先ファイルに綴じてある。

(8) サービス停止基準の検討【通所の場合】

【サービス停止の目安や考え方等】

- ・学校休校時においては、自宅待機をお願いを継続する。
- ・以下の場合、サービスを停止する。ただし、状況に応じてサービス利用について判断する。
 - ① 鳥取市周辺に警報（大雨、洪水、台風）が発令されたとき
 - ② 道路の寸断、河川の氾濫等により、主要道の制限がある場合、不通になった場合

(9) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内（近隣箇所含む）】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	1階活動室	事業所駐車場
避難方法	・人数確認を行う。 ・窓のそばから離れて待機する。	・点呼し、全員揃った事を確認する。 ・必要な利用者は職員が手を繋ぎ少人数でまとまって避難する。

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	城北公園	城北小学校
避難方法	・自施設の送迎用車両にて避難。 ・早急な避難が必要な場合は職員の通勤車両も活用。	・自施設の送迎用車両または受入施設の送迎車両により避難。

(10) 業務の継続

- 被災時の厳しい状況でも、利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務を「重要業務」として継続を目指す。

経過目安	発災直後 ～1 時間	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日
出勤率	出勤率 70%	出勤率 70%	出勤率 30%	出勤率 70%	出勤率 90%
在庫量	在庫 100%	在庫 90%	在庫 70%	在庫 20%	在庫正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	・職員、利用者の安全確認 ・管理者へ連絡（その後の動き確認） ・保護者への連絡	・安全と生命を守るための必要最低限 ・保護者へ引き渡し（原則保護者迎え）	・休止もしくは減 ・事業所安全確認 ・利用者への食事提供等	・業務復旧のための準備 ・一部休止、減とする	・ほぼ通常どおり

- * 発災後の対応として、保護者と連絡がつき次第、引き渡し方法を確認し、引き渡す。
保護者に引き渡すまで利用者は事業所で安全に留意しつつ待機する。

(11) 職員の管理

①休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
2 階休憩室	2 階施設内

②勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

- 重要業務の継続内の職員出勤率に準ずる。
- 最低週 1 日は休日とする。

(12) 復旧対応

①破損箇所の確認

- 破損箇所の確認のために、被害のあった箇所は写真を撮り、「建物・設備の被害点検シート」<様式 4>に記録しておく。
- ・修理が必要な箇所は、対策本部のホワイトボードに記載し、担当者、期限を明記する。

②業者連絡先一覧の整備

- 各種協力業者の連絡先を一覧化したり、非常時の連絡先を確認しておくなど、円滑に復旧作業を依頼できるよう準備しておく。施設外・事業所外連絡リスト<表 3>

③情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

- 公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めておく。
- ※風評被害を招く恐れもあるため、広報・情報班が、一元的に丁寧な対応や説明を行う。

Ⅱ．他施設との連携

1．連携体制の構築

(1) 連携先との協議

- 連携体制構築の検討
 - ・平常時から他施設・他法人と協力関係を築いていく。
 - ・単に協定書を結ぶだけではなく、普段から良好な関係を作る。
 - ・主な連携先と提携状況を（3）『地域のネットワーク等の構築・参画』に記載。
- 連携体制の構築・参画
 - ・単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。
 - ・地域で相互支援ネットワークが構築されている場合は、それらに加入を検討する。

(2) 連携協定書の締結

- ①事前準備
 - ・連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。
 - ・連携先と可能な範囲で相互に利用者の受入を行う。
- ③ 利用者情報の整理
 - ・避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「施設利用者一覧表（表4）」に、あらかじめまとめておく。
 - ・避難先に必ずしも担当の職員も同行して利用者の引継ぎを行えるとは限らない。避難先で適切なケアを受けることができるよう利用情報を記載した「利用者カード」を作成しておくことでリスクを低減する。
- ③共同訓練
 - ・連携先や地域の方とともに定期的に訓練を行い、施設の実状を理解いただき、対応力を高める。

(3) 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
ライフケアーズ	0857-30-5100	災害対策の基本方針

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
生協こどもクリニック	0857-27-2211	医療に関すること

【連携関係のある社協・行政・自治会等】 自治会等については、現時点では該当なし

名称	連絡先	連携内容
鳥取市役所	0857-22-8111	災害情報収集及び避難等に関すること

2. 連携対応

(1) 事前準備

- ・ 近隣の避難所や施設等と可能な範囲で相互に利用者の受入を行う。

(2) 利用者情報の整理

- ・ 避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「施設利用者一覧表」<表 4>に記載。
- ・ 避難先に必ずしも担当の職員も同行して利用者の引継ぎを行えるとは限らないことを、職員は周知しておく。

(3) 共同訓練

- ・ ライフケアーズと合同で災害時避難訓練を行う（「LCkid's」「LCkid's ほとり」との合同訓練もあり）。
- ・ 連携先や地域の方とともに定期的に訓練を行い、施設の実状を理解いただき、対応力を高める。

Ⅲ. 地域貢献

1. 被災時の職員の派遣

(1) 災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録

- 地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)への登録を検討する。

2. 福祉避難所の運営

(1) 福祉避難所の派遣

- ①福祉避難所の指定
- ・ 福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。
- ④ 福祉避難所の指定がない場合
- ・ 社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。
- その際、想定を超える人数の要援護者や近隣住民等が、施設・事業所へ支援を求めて来る場合も想定し、対応の仕方等を事前に検討する。
- 《対応》
- ・ 受入可能人数：おおそ 10 人程度
 - ・ 受入場所：1 階活動スペース
 - ・ 受入期間：おおそ 3 日程度
 - ・ 受入条件：他の指定避難所への移行が困難である近隣住民

(2) 福祉避難所開設の事前準備

- ・受入に必要な備蓄類を洗い出し検討する。
- ・支援人材確保に向けた連携や受入方針を検討する。
- ・事務手続き等について市町村の窓口を確認しておく。

＜参照＞福祉避難所の確保・運営ガイドライン 内閣府（防災担当）

以 上

＜更新履歴＞

更新日	更新内容
令和6年4月1日	作成
令和7年3月1日	更新